

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成16年11月24日作成)

法令名	北海道家畜保健衛生所条例
根拠条項	第4条第2項
処分の概要	衛生所の利用の許可の取消等
法令の定め	知事は、家畜保健衛生所の業務に支障を生じた場合は、いつにてもその許可の取消、又は利用の停止若しくは、制限をすることができる。
処分基準	家畜保健衛生所の業務に支障を生じた場合。
処分担当課	各家畜保健衛生所 (電話番号：)
問い合わせ先	各家畜保健衛生所 (電話番号：) 農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生グループ (電話番号：011-204-5441)
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.htm)